

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校園管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金（障害が残った場合）、死亡見舞金の給付を行う児童生徒園児のための国の公的共済制度です。

枚方市立の小中学校、幼稚園では全員加入しています。

★掛金 年間：小中学校は9,450円（保護者負担4,600円） 幼稚園は2,950円（保護者負担1,650円）

※保護者負担額以外は、市で負担します。ただし、小中学校の生活保護・就学援助受給者の児童生徒は、掛金を全額国、市で負担します。

★給付対象・給付額

災害	負傷、疾病の場合	障害、死亡の場合
給付対象	医療費総額が5,000円以上（医療機関の窓口で支払う額が1,500円以上）のもの ※1	負傷、疾病が治った後に残った身体の障害、事故や疾病による死亡、突然死
給付額	医療費総額の4割の額 （ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に医療費総額の1割を加算した額） ・医療証をお持ちの世帯は窓口負担額に医療費総額の1割を加算した額 ※2	障害見舞金 障害の程度により1～14級に区分…3,770万円～82万円 （登下校の場合、1,885万円～41万円） 死亡見舞金 場合により異なります。 …2,800万円～1,400万円

★学校園管理下の範囲

授業（保育）中だけでなく、教育課程に基づいた学校園行事、遠足や修学旅行などの特別活動、部活動も含まれます。さらに休憩時間中、登下校園中を含みます。

★医療費請求の手続き

1. 医療機関で健康保険証等を提示し、受診します。医療費は保護者が一旦支払います。
2. 学校園から、「医療等の状況」と「口座振替依頼書」を受け取ります。
3. 医療機関で「医療等の状況」に記入してもらい、「口座振替依頼書」と一緒に学校園へ提出します。「口座振替依頼書」には、必ず印鑑を押してください。（ただし、ゆうちょ銀行は振込専用番号が必要となりますので、確認の上記入してください。）
4. 学校園から教育委員会を経由し、日本スポーツ振興センターへ請求します。
（請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行います。）
5. 日本スポーツ振興センターで審査し決定された給付金を予め保護者に通知の上、指定の金融機関口座へ振り込みます。申請から給付まで2～3ヶ月かかります。

*医療機関に「医療等の状況」の記入を求める際は、丁重にお願いしてください。

*災害の状況により、他の書類が必要な場合がありますが、その都度説明いたします。

*審査で対象外になることがあります。

*同一災害で継続して治療を受けた場合、医療費の給付は、初診から治癒するまでとなります。ただし、給付期間は初診から最長10年間となります。

*給付事由が生じた日から2年間請求が行われなかった場合は、時効によって請求権がなくなります。

★センターの支給範囲は、健康保険法の範囲内で、200床以上の病院で他の医療機関の紹介状を持たずに受診された場合の各医療機関が定めた特別料金などは、給付対象外です。なお、針灸院の施術は、医師の同意書がある場合は、給付対象となります。

★生活保護を受けている方については、生活保護法による医療扶助が行われるため、日本スポーツ振興センターの医療費給付はありません。障害見舞金、死亡見舞金のみ給付されます。よって、同法適用の開始または廃止の際は速やかに学校までお知らせください。

※1 「医療費」とは、健康保険法に規定する医療保険並み診療に要した費用をいいます。

※2 公費医療助成（子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療等の医療証）を使用された場合は、医療費総額の1割分と窓口負担された金額（1つの医療機関で1日500円を限度（500円未満の場合はその金額）として月2日まで負担）を日本スポーツ振興センターに請求することとなります。同医療証等を使用した場合は、必ず学校園に窓口負担額を申告してください。